

第1章 危機管理体制の方針

1 危機管理の目的

- (1) 児童の命を守る
- (2) 学校に対する社会的信用・信頼を守る。

2 危機管理の対応

- (1) 予防的対応
 - ・事故・事件が起こらない日常の学校経営・学校運営を行う。
 - ・日常の子どもの観察記録を行う。
 - ・小さな異変やサインを見逃さない。
- (2) 発生時の対応
 - ・生じた危機の確認・調査 → 正確な情報（原因・状態等）
 - ・危機管理の方針 → 手段の選択・組織の編成状況等
 - ・危機の処理 → 「迅速に」「的確に」「あらゆる場面を考えて」
 - ・焼結の明確化 → 組織運営の正常化

3 学校の危機管理組織の充実

(1) 方針

学校における危機管理組織の充実を図り、役割分担、連携体制を明確にするとともに、安全・安心な学校づくりを念頭に置いた「危機管理マニュアル」について、学校や地域の実情に応じてより確かなものにするよう年度ごとに改善していく。

(2) 組織の機能発揮

児童の生命の安全を第一に考え、校内の安全管理体制の再点検を行うとともに、緊急時の手順・情報伝達体制、役割分担等、具体的に機能させるための避難訓練や防犯訓練等の充実を図るとともに、臨機応変に対応するための意識の高揚をはかる。

(3) 教職員の共通理解

日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人の危機管理意識の向上を図る。

(4) 安全点検の実施

岩手県教育委員会が示した危機管理マニュアル（改訂版）を参考にして作成した学校独自のマニュアルにより、学校の現状を定期的かつ継続的に点検し、安全管理に努める。

4 安全教育・防犯訓練の推進

(1) 方針

学校においては、安全教育のねらいや重点などを明確にし、それらを教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、体系的・計画的に指導する。

安全教育は「命の意味」を知ることであり、他のものとは違う次元の大切さを知らせる。児童の発達段階に応じて、具体的に指導を行う。

防犯訓練は、教職員及び児童の安全管理に関する指導を徹底するために、警察等の協力を得て、緊急事態を想定した訓練を行う。

(2) 安全教育の実施

①交通安全街頭指導

ア 通学路の安全な登校の仕方について確認させ、意識を高める。

イ 正しい横断歩道の渡り方についての指導を徹底する。

②交通安全教室

ア 安全な歩行の仕方や横断歩道の渡り方について知り、交通ルールを守ろうとする態度を育てる。

イ 自転車の安全な乗り方のルールを知り、安全な自転車の乗り方をしようとする態度を育てる。

ウ 安全な自転車の乗り方について、技能を高める。

③避難訓練

・火災及び地震などの災害を想定して、被害防止や集団避難についての関心を高める。

・規則を守り、冷静かつ敏速に行動できる力を養う。

・自他の生命安全のため、非常事態発生時に即応できる態度を養う。

④レベル2下校訓練

・登校後の天候の急変・悪化に伴う事態、または、滝沢第二中学校区内での凶悪事件・不審事案発生後に安全に下校するための集団下校の仕方を身につける。

・通学路の安全な歩行の仕方を身につける。

・上学年は下学年の世話をし、下学年は上学年の指示に従うという、通学路コースごとの集団行動の仕方を身につける。

⑤地域安全確認集会

・夏季休業前に、各育成会ごとに集まり、地区内の危険箇所を点検、確認するとともに、めあてやきまりの確認を行うことにより、健全で有意義な生活を送ろうとする態度と意識を育成する。

⑥マイマップの作成

・自宅周辺の安全地図作りを通して、親子で危険箇所を発見したり、安全な歩行の仕方や自転車の乗り方について話し合ったりし、自分の命は自分で守るという意識を高める。

・作成したマップは地域安全確認集会で全員が危険箇所を発表し、地域の地図の書き込みながら共通理解を図る。

(3) 防犯訓練の実施

①防犯教室

・万引きやいじめなどをせず、的確に善悪の判断ができるようにする。

・事件、事故から自分の身を守る方法を知る。

・インターネットや携帯電話の危険性について学習し正しい使い方を知る。

②不審者対応避難訓練

・不審者が侵入した時の基本的行動を身に付ける。

③日常的な指導

・誘拐、連れ去り等に遭わないための対処の方法を知る。

・「子ども110番の家」などの緊急避難場所を知る。

・防犯ブザーを携帯し、使用方法を知る。

(4) 講習会の実施

①不審者侵入時の対応についての学習会

・教職員の危機管理意識を高揚し、対応能力向上のための研修や訓練を行う。

・緊急時に校内及び関係機関に対して必要な情報が伝達され、児童等や教職員等が適切に対応できるように役割について確認する。

5 学校の施設・設備の点検整備

(1) 方針

- ①不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防ぐために施設・設備の点検整備に努める。
- ②児童が安全な学校生活を営むことができるように、学校施設・設備の管理及び安全点検・整備を行い、学校事故の未然防止に努める。

(2) 施設・整備の点検・補修

- ・児童昇降口の鍵と補助道具（「命の支え」）の点検整備を行う。
- ・防犯用具（さすまた）の点検整備を行う。
- ・保健部安全担当を中心に、各担当者が毎月1日に施設設備の安全点検を行う。

(3) 通報設備等の整備

- ・個人用警報装置（防犯ブザー）、警察・消防への非常通報装置（非常ベル）、監視装置（防犯センサー、防犯カメラ）の点検整備を行い、その機能を十分に発揮できるようにする。

6 地域ぐるみの安全管理体制の整備

(1) 方針

滝沢東小学校区において、学校、家庭、地域における児童の安全確保の具体的な方策について検討し、それぞれの役割を分担しつつ、連携して実践的な取組を展開することにより、児童を危険から守る。

(2) セーフティネットワーク推進協議会の設置

学校、家庭、地域、行政、関係団体、ボランティアが、「子どもの命は大人が守る」ために共通認識・情報共有・役割分担・行動連携し、実践活動を行うための方策を確認する。